

慶弔に関する規定

第1条 この規定は埼玉県退職校長会会則第16条に基づき、会員の慶弔に関し定めることを目的とする。

第2条 慶事については、次の通りとする。

1. 会員が叙勲その他の栄誉を受けた場合は、次の通りこれを顕彰する。

(1) 栄誉を受けた年（前年度の総会からその年度の総会までの期間）の総会に招待する。

(2) 会報に掲載する。

2. 会員が次の年齢に達した場合は、次の通りこれを祝賀する。

(1) 満80歳（傘寿）の場合は、会報に記載する。

(2) 満88歳（米寿）の場合は、寿詞を贈り、会報に掲載する。

(3) 満100歳（上寿）の場合は、寿詞と記念品を贈り、会報に掲載する。

3. 会長、副会長、監事、支部長、事務局長又は幹事がその職を退いた場合は、感謝状並びに記念品を贈る。

4. 記念品については別に定める。

第3条 弔事については、次の通りとする。

1. 会員死亡の場合は、香料を供え弔辞を捧げる。

2. 会長、副会長、顧問、監事、支部長、事務局長又は幹事が死亡した場合は、花輪と香料を供え、弔辞を捧げる。

3. 元前項の役職にあった者が死亡した場合は、同項の規定を準用する。

4. 香料については別に定める。

第4条 この規定の改廃は、理事会で定め、総会に報告する。

付 則 この規定は、昭和62年6月11日より施行する。

付 則 この規定は、平成25年3月27日一部改正（慶事）平成25年4月1日より施行する。